平成２２年（フ）第２５７号
滋賀県彦根市長曽根南町435番地　308号、前住所東京都八王子市大和田町３丁目１番８号　共立リライアンス八王子ⅡＡ103号
債務者　中村　　一
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１３６９号
神戸市北区北五葉３丁目８番38―303号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台西町１丁目14番１―109号
債務者　大浦　弘子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３７１号
神戸市北区鈴蘭台北町１丁目16番13―103号、従前の住所神戸市北区桂木２丁目35番地Ｂ―305号
債務者　合原真砂美
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４００号
神戸市中央区琴ノ緒町３丁目５番12号　ジュネス208号
債務者　橋本　昇一
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４０６号
神戸市垂水区桃山台１丁目19番地　１―706号、従前の住所神戸市須磨区関守町３丁目６番２号
債務者　詫間　新一
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４４０号
神戸市須磨区白川台７丁目10番地の25
債務者　永山玉美こと　韓　　玉美
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７５号
兵庫県川西市けやき坂４丁目33番地の２
債務者　大賀　紀子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４７９号
兵庫県宝塚市安倉南２丁目８番９号　坂西文化104号、前住所兵庫県宝塚市安倉西２丁目７番２―110号
債務者　浦西　昭雄
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１１８号
兵庫県朝来市羽渕724番地１
債務者　井後　東之
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１９０号
鳥取県米子市皆生５丁目４番28号
債務者　水戸　政行
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第２０８号
鳥取県米子市蚊屋222番地５
債務者　福島　久代
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１４５号
広島県三原市宮浦３丁目25番12号　シュルマンドミール202号室
債務者　坂本　美佳
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第４８４号
愛媛県松山市東長戸２丁目11番４号　安田マンション201号
債務者　宇都宮真美
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５５５号
愛媛県松山市萱町６丁目130番地４　ハイツ萱町101号
債務者　後藤　宣幸
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第８７号
愛媛県今治市新谷乙219番地41　第３五十嵐台団地
債務者　中村　年一
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第３１４号
福島県伊達市原島40番地１　シシドハウス３号
債務者　高橋　俊夫
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３１５号
福島県伊達市原島40番地１　シシドハウス３号
債務者　高橋久美子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
福島地方裁判所